

令和元年第2回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

6月13日（木曜日）

令和元年第2回甘楽町議会定例会会議録第2号

令和元年6月13日（木曜日）

議事日程 第2号

令和元年6月13日（木曜日）午後1時05分開議

- 日程第 1 同意第14号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議案第31号 アスカ教育基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第32号 甘楽町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について
- 日程第 6 議案第33号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第34号 甘楽町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第35号 甘楽町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第36号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第37号 令和元年度甘楽町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第12 委員会審査報告 社会産業常任委員会
- 日程第13 発議第 1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）
- 日程第14 発議第 2号 教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）
- 日程第15 発議第 3号 群馬県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書（案）
- 日程第16 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第17 一般質問 第 1番 黒 澤 篤（春の統一地方選挙（町議会議員）結果から）
- 第 2番 山 田 光 男（小幡さくら並木 桜の剪定方法について）
- 第 3番 白 石 豊 樹（学校や町への暴力的なクレーマーへの対策）

第 4 番 山 田 邦 彦 (大豆をもとにした町おこしを)

第 5 番 山 田 邦 彦 (「放射線副読本」の回収を)

第 6 番 山 田 邦 彦 (子ども達を「カフェイン中毒」から
守れ)

第 7 番 山 崎 澄 子 (オープンガーデンの展開を)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	山田光男君	2番	堀口博君
3番	白石豊樹君	4番	吉田恭介君
5番	横尾稔君	6番	相川忠夫君
7番	金田倍視君	8番	黒澤篤君
9番	中野喜久勇君	10番	富岡朝男君
11番	山崎澄子君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	岩崎佳孝君
総務課長	富田浩君	企画課長	田村昌徳君
健康課長	齋藤淳二君	住民課長	田中睦宏君
産業課長	五十里比登志君	建設課長	小澤嗣生君
水道課長	関口幸美君	学校教育課長	秋山勝重君
社会教育課長	大河原敦子君		

事務局職員出席者

事務局長	丸澤直樹	書記	阿部愛
------	------	----	-----

○開 議

午後 1 時 0 5 分開議

◇議長（富岡朝男君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 1 4 号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 1、同意第 1 4 号 甘楽町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、只今同意されました松井勉君から発言を求められておりますので、これを許します。

松井勉君、ご登壇のうえ、ご挨拶をお願いいたします。

〔松井勉君登壇〕

◇教育委員会委員（松井 勉君） 皆さまこんにちは。只今は、私、松井勉の教育委員任命にご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。微力ながら、引き続き町の教育行政のお手伝いを一生懸命させていただきたいと思っておりますので、ぜひご指導の程よろしくをお願いいたします。（拍手）

〔松井勉君退席〕



○日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（富岡朝男君） 日程第 2、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。

○日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（富岡朝男君） 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。

○日程第4 議案第31号 アスカ教育基金条例の制定について

◇議長（富岡朝男君） 日程第4、議案第31号 アスカ教育基金条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第5 議案第32号 甘楽町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について

◇議長（富岡朝男君） 日程第5、議案第32号 甘楽町工場立地法に基づく地域準則条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第33号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第6、議案第33号 甘楽町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第7 議案第34号 甘楽町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第7、議案第34号 甘楽町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 8 議案第 35 号 甘楽町特別会計条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 8、議案第 35 号 甘楽町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 9 議案第 36 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 9、議案第 36 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 10 議案第 37 号 令和元年度甘楽町一般会計補正予算（第 1 号）

◇議長（富岡朝男君） 日程第 10、議案第 37 号 令和元年度甘楽町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 1 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（富岡朝男君） 日程第 1 1、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（黒澤 篤君） 令和元年 6 月 1 3 日。甘楽町議会議長富岡朝男様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長黒澤篤。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第 9 4 条及び第 9 5 条の規定により報告いたします。記。1、開催日時。6 月 7 日午後 1 時 4 1 分。2、場所。甘楽町役場大会議室。3、出席者。委員長、黒澤篤。副委員長、白石豊樹君。委員、横尾稔君。委員、相川忠夫君。委員、中野喜久勇君。委員、山田邦彦君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、近藤秀夫君。総務課長、富田浩君。企画課長、田村昌徳君。住民課長、田中睦宏君。会計課長、岩崎佳孝君。学校教育課長、秋山勝重君。社会教育課長、大河原敦子君。

6、審査の状況。

○請願第 1 号 「全国知事会の提言」による日米地位協定の抜本的改定を求める請願。

日米地位協定は、昭和 3 5 年の締結以来一度も改定されていない。しかし、平成 7 年の沖縄での米兵による少女暴行事件以降、米軍基地を抱える都道府県による涉外知事会は、地位協定の改定を求めてきた。

全国知事会は、平成 3 0 年 7 月 2 7 日に、地位協定の抜本的な見直しを求める提言を行った。米軍基地が存在しない群馬県内でも、オスプレイや米艦載機の飛行が確認されており、事件・事故の発生が懸念されるため、地位協定の抜本的改定は急務である。

このことから、本請願はよく理解できるとの意見で一致した。

よって、本請願は採択すべきものと決定した。

○陳情第 1 号 教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を 2 分の 1 に復元することを求める意見書採択に関する陳情書。

国の将来を担う子どもたちの教育環境改善のためには、教職員定数改善が必要不可欠であり、国は計画的に改善する必要がある。

また、国の負担割合減少により、各自治体は厳しい財政状況の中で教育費の財源確保に苦慮している。自治体の財政力により公平であるべき義務教育の教育水準に格差が生じることは、義務教育行政の円滑な推進に大きく影響するものである。

本陳情は、よく理解できるとの意見の一致をみた。

よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

◇議長（富岡朝男君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

請願第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、陳情第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第12 委員会審査報告 社会産業常任委員会

◇議長（富岡朝男君） 日程第12、委員会審査報告を行います。

社会産業常任委員長、登壇して報告を願います。

◇社会産業常任委員長（金田倍視君） 令和元年6月13日。甘楽町議会議長富岡朝男様。甘楽町議会社会産業常任委員会、委員長金田倍視。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条の規定により報告いたします。記。1、開催日時。6月7日午後1時40分。2、場所。甘楽町役場委員会室。3、出席者。委員長、金田倍視。副委員長、吉田恭介君。委員、山田光男君。委員、堀口博君。委員、富岡朝男君。委員、山崎澄子君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。健康課長、齋藤淳二君。産業課長、五十里比登志君。建設

課長、小澤嗣生君。水道課長、関口幸美君。

6、審査の状況。

○請願第2号 「群馬県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書」の提出を求める請願。

わが国では、昭和27年に制定された主要農作物種子法のもと、国及び都道府県の主導により優良な種子の生産と普及促進が図られ、長きにわたり公的に種子を守る取り組みが行われてきた。しかしながら、技術水準の向上等による品質安定や民間企業の参入促進を理由に、同法は昨年4月に廃止された。

これに伴い、公的な取り組みの衰退や一部外資系企業の独占による種子価格の高騰等、農業者や消費者への影響が今後の懸念とされる中、農業を主要産業とする一部の都道府県では自主条例を制定する等の取り組みが始まっている。

農業従事者の多い本県においても、これまでの取り組みを後退させないよう種子法に代わる条例の早期制定は極めて重要と考え、本請願はよく理解できるとの意見で一致した。

よって、本請願は採択すべきものと決定した。

なお、意見書の提出にあたっては、種子法復活法案を採決するよう国へ要望することについては削除することで意見が一致した。

◇議長（富岡朝男君） 社会産業常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

請願第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第13 発議第1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）

◇議長（富岡朝男君） 日程第13、発議第1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

黒澤篤君、登壇して説明願います。

◇8番（黒澤 篤君） 発議第1号。令和元年6月13日。甘楽町議会議長富岡朝男様。提出者。議会議員、黒澤篤。賛成者。同、白石豊樹。同、横尾稔。同、相川忠夫。同、中野喜久勇。同、山田邦彦。日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）。

全国知事会は、故翁長雄志前沖縄県知事の「基地問題は都道府県の問題ではない」との訴えを受け、平成30年7月27日に日米地位協定の抜本的な見直しを求める提言を行いました。

米軍基地を抱える都道府県による涉外知事会は、沖縄での米兵による少女暴行事件以後、日米地位協定の改定を求めてきました。

日米地位協定は、1960年（昭和35年）の締結以来一度も改定されていませんが、今日では当時の時代背景とは状況は大きく変わっています。

日米地位協定は条約ではないのに日本の法律や憲法を超越しています。さらに協定の詳細を決める日米合同委員会に、日本の国会は関与できません。

群馬県内でもオスプレイや米艦載機の飛行などがしばしば確認されています。国民の生活と生命の安全がないがしろにされ、この危険性を沖縄県民とともにまた負わされています。

よって、政府におかれましては、「全国知事会の提言」に基づき、日米地位協定の抜本的改定を行うことを当町議会は強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月13日。甘楽町議会議長富岡朝男。

内閣総理大臣。総務大臣。外務大臣。防衛大臣宛て。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第14 発議第2号 教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）

◇議長（富岡朝男君） 日程第14、発議第2号 教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

黒澤篤君、登壇して説明願います。

◇8番（黒澤 篤君） 発議第2号。令和元年6月13日。甘楽町議会議長富岡朝男様。提出者。議会議員、黒澤篤。賛成者。同、白石豊樹。同、横尾稔。同、相川忠夫。同、中野喜久勇。同、山田邦彦。教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の国の負担割合が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の実施、複式学級の解消、学校施設の

維持・改善、教材費等の保護者負担の軽減、就学援助・奨学金制度の充実など教育諸条件の自治体間格差が広がってきている。

義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図り、一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するためには、計画的な教職員定数の改善と教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、甘楽町議会は、政府、衆参両院議長に対し、令和2年度政府予算編成において、下記の事項を実現されるよう強く要望する。記。1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月13日。甘楽町議会議長富岡朝男。

衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。総務大臣。財務大臣。文部科学大臣宛て。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第15 発議第3号 群馬県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書（案）

◇議長（富岡朝男君） 日程第15、発議第3号 群馬県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

金田倍視君、登壇して説明願います。

◇7番（金田倍視君） 発議第3号。令和元年6月13日。甘楽町議会議長富岡朝男様。

提出者。議会議員、金田倍視。賛成者。同、吉田恭介。同、山田光男。同、堀口博。同、富岡朝男。同、山崎澄子。群馬県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

群馬県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書（案）。

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が昨年4月1日に廃止されました。

「種子法」は、国や都道府県の公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで、稲、麦、大豆等の主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、消費者には高品質な農産物が安定的に供給されてきました。

しかし、「種子法」の廃止により、今後、稲などの種子価格の高騰をはじめ、地域条件等に適合した品種の生産・普及の衰退や種子の独占による弊害などが懸念されています。

本町においても、稲、麦の作付けは大きな面積を占めているほか、地域の在来品種に着目した農産物のブランド化に取り組んでいることから、「種子法」の廃止は、今後の地域ブランドの定着はもとより、地域経済の活性化にも影響を及ぼすことが危惧されます。

したがって、県においては、群馬県主要農作物の種子生産に係る基本要綱による現行の種子の生産・普及体制を生かし、本県農業を支える主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取組みを後退させることなく、また、農業者や消費者の不安が払拭されるよう、下記の事項について強く要望します。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。記。一、群馬県主要農作物の種子に関する条例を早期に制定すること。

令和元年6月13日。甘楽町議会議長富岡朝男。

群馬県知事宛て。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第16 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（富岡朝男君） 日程第16、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

○日程第17 一般質問

◇議長（富岡朝男君） 日程第17、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いをいたします。

最初に、質問番号1を議席8番黒澤篤君、登壇の上、一括して質問をお願いいたします。

◇8番（黒澤 篤君） それでは、一般質問させていただきます。

1ページになります。春の統一地方選挙（町議会議員）の結果からということで質問させていただきます。

4月21日に国政選挙を除いて8年ぶりの投票が行われました。その開票結果につきましては、皆様周知の通りでございます。そんな中、8年前と比較し見えてくることがありますので、質問いたします。

下の表が比較表になっております。

それで、比較いたしますと、（1）有権者数はほぼ同じなんですけれども、投票率が

9. 93%、約10%下がってしまいました。

(2) 当日投票者が減少し、期日前投票の方が増加いたしました。

(3) 投票所につきましては、12カ所が4カ所に集約されております。

そこで、有権者の3人に1人が棄権している結果から、政治・町政への関心度の低下が進んでいると推察されます。ちなみに、全国282町村議会選挙では59.7%になっている格好です。

町執行部としても、選挙用デマンドタクシー（入場券があれば無料で自宅と投票所を往復していただく。待ってていただいて、往復していただく）を用意して臨んだところ、利用者につきましては7名にとどまっています。そこで、もちろん議会としても危機感を持つての課題となりますが、まずは町執行部の関心度の向上改善対応策と、選挙用デマンドタクシーの利用度向上に向けたお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、黒澤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、議員のご質問にもございますように、今回の甘楽町の議会議員の選挙の投票率は64.58%でありました。8年前の投票率を約10%程下回った訳であります。また、町議会議員選挙の前に執行されました県議会議員の選挙においても、県全体の投票率は43.49%で過去最低を記録しております。このことは、甘楽町だけでなく、県全体また全国的にも投票率の長期低落傾向に歯止めがかからない状況となっているのかなというふうに思っているところであります。

その改善策といたしまして、平成28年から選挙権の年齢が18歳に引き下げられていることから、特に若年層からの対策が必要だというふうに考えているところであります。以前は、成人式の日には選挙管理委員長が出席をしてご挨拶をいただき、そして選挙に関するパンフレット等を新成人といいますか、これを新成人の皆さんに配付して選挙制度等を啓発しておりましたけれども、18歳に引き下げられてからは成人式では実施をしていないのが現状であります。

子どもの頃から、少しでも政治や選挙に関心を持ってもらうため、きっかけとなるように、小学生は修学旅行で国会議事堂を見学していただいたり、小学校6年生と中学2年生が選挙の啓発ポスターのコンクールに応募してもらったりをしておりますけれども、効果

の程は非常に不透明であります。

それぞれご質問の詳細につきましては、この後、担当課長から多く数字等をまた申し上げさせますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

◇議長（富岡朝男君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） それでは、命によりお答えいたします。

初めに、春の統一地方選で実施された県内各市町村の議会議員選挙の投票率は、平均で50.55%、ほとんどの市町村で前回は下回っており、前回は上回ったのは安中市とみどり市のみでした。両市とも議員定数を大きく上回った立候補者がいたことが、投票率上昇の大きな要因となりました。本町と他の町村の投票率を比較しますと、吾妻郡や利根郡の町村は本町よりも投票率が上で、69%から79%です。邑楽郡の町村は下ですね。50%から61%となっております。また、富岡市議選の投票率は54.83%で、甘楽町より約10%下回っていました。

政治・町政への関心度の向上改善対応策についてですが、若年層の対策が必要であると考えております。今回の町議選における、これは概算の数値ですが、18歳・19歳の投票率は約50%。20歳・21歳の投票率に至っては約33%でした。甘楽町に住所登録をしたまま、県外に住んでいる大学生や専門学校生が投票していないといった例も多くあると思いますが、あまりにも低いと言わざるを得ません。

町の対策としましては、町内の若年層が多く集まる機会、成人式などに啓発資料を配布したり、広報や会議等で投票参加の呼びかけをしてもらうように、広く協力をお願いしたいと考えております。あらゆる機会を通じて広く町民に周知するとともに、民主主義の根幹である選挙制度の意義を周知徹底していくことが必要と考えております。

一般的に言われていることですが、棄権者の多くは、「自分が投票しても何も影響しない」と思っています。そうではなく、「自分たち一人ひとりの投票が町政に反映され、町を支えている」と思ってもらえることが大切だと考えております。

次に、デマンドタクシーの利用度の向上についても、広く町民に周知していく以外に方法はないと考えております。今回の町議選でデマンドタクシーの利用が少なかったのは、利用ができる期間が町の選挙でしたので5日間と少なかったことが考えられます。

そのほか、投票率低下の理由としては、90歳以上の高齢者が増加したことも影響しております。平成31年3月31日現在で、90歳以上の方は328人いますが、その中には認知症など身体的な問題で投票できない人もいると考えられます。ちなみに、90歳以

上の有権者の投票率は約34%でした。

町議選は終わりましたが、7月には県知事選・参議院議員選挙が実施される予定です。町の選挙管理委員会としては、広報紙や選挙啓発用ポスター、懸垂幕、のぼり旗の掲示、公用車へのステッカー貼付などにより啓発活動を実施してまいります。また、デマンドタクシーに加えて、7月の知事選には以前投票所があった地区から役場の期日前投票所までワゴン車で有権者を送迎し、高齢者をはじめとする交通弱者に、より投票しやすい環境を用意いたしますので、黒澤議員をはじめ、議員の皆様にも投票率向上に向けて、ご支援、ご協力をお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

質問番号1について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

黒澤篤議員。

◇8番（黒澤 篤君） ありがとうございます。町長が言われたとおり、日本の社会がやっぱり戦後74年ということで、熟成していることもあって、選挙に対する関心度の低下というのが考えられるかと思います。先程言われたとおり、過去最低、すべての地区等、更新しているのは本当です。先程ありましたとおり、今回の町村選につきましては、後の方は、結構70～80%ということで割と投票率が高かったんですけども、当町と同じ板倉、要するに邑楽郡板倉町は人口が1万2,358人ということですけども、やっぱりとりあえず61%ということで、傾向としては、同じような投票率の形になるのかなと思います。

その中で、今回、総務課長が言われたとおり、先程の全員協議会の方でデマンドタクシーにプラスしてシャトルバスとかワゴン車を出すということですので、投票者の方に、それから交通弱者の方にも今後、来ていただければと思います。

それと、若者、若年層への働きかけなんですけれども、私の方からはあれなんですけど、全体では第24回の参議院選の時にも、県の方で18歳、19歳の方の投票率が群馬県で50.5%ということで、今回の選挙と同じような数字なのかなと思っています。ただ、全国では27番目ということで、導入された時点ではそういうことだと思います。

1位は投票率がいいのは東京都ですね。東京都が57.5%ということで、全国平均が54.7%ということですから、東京が一番多い。それだけ大学生も田舎の方から出ていて、先程言われた、20歳、21歳の人があるのかなと思いました。

それで、ちょっと見たり聞いたりしたところがあるんですけども、18歳、19歳で

も東京都の中でも文京区が都内1位ということです。74.9%だったらしいんですけども、これのどうしたことがあるかなということでもって、後で聞いたんですが、18歳になった方にバースディレターというのを出して、投票権がこれからありますので、ぜひ投票の方へ行ってもらいたいということで、外部についてはちょっと、そんなの出していたかなと、前で見たらちょっと忘れちゃったけれども、そんなようなことですので、誘発運動ということをして18歳からしているもので、当町としてもできればそういうことで運動していただければなと思います。

それと、3番目は、期日前投票のこれは投票所の関係があると思うんですけども、今回はシャトルバスを出していただくんですけども、期日前投票の方が増えているということで、これは私の考えですけども、出前の期日前投票ということで、当日、告示の日は無理としても、その日から4日間ありますので、半日ぐらいつつ、学校は投票所では使えませんので、学校以外のところを半日ぐらいつつ、出前、期日前投票所ということで近くに人に来てもらえるような考えを持ったらどうかなと思うんですけど、その辺の方、お聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。返答をもらえれば一番いいんですが。

◇議長（富岡朝男君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 2つ目の質問をいただきました。先程、総務課長が答えましたけれども、まず投票率の究極は、やっぱり立候補者が多いことが一番だというふうに思っています。立候補者が少なければ定数があれば選挙はもちろんもうなくなっちゃう訳でありますから、定数を超える人が多いところが非常に投票率が高かったという説明を総務課長にしてもらいましたけれども、やっぱり1人でなく2人でなく3人でなく4人じゃなく5人じゃなくと、非常に立候補者が多いと投票率は必然的に上がるのかなというふうに思っています。そのことは議会なり町政に非常に興味を持ってもらう人が非常に多く出てもらうことが、そのことを啓発することが必要なんだろうなというふうに思っているところであります。

今日、大勢の傍聴の皆さんが来ていますので、その辺のところをしっかりと理解していただいて、次回にはまたもう少し大人数の人が立候補していただけるような取り組みも必要なんだろうなというふうに思います。

それと同時に、やっぱり投票率を上げるのは、投票に来てもらうことが必要ですから、それぞれ集落に行って投票をとという話もいただきました。でも、町会議員の場合、5日間

ですから、非常に短い期間でありますので、それぞれの立候補者のいる集落へわざわざ行く訳ですから、非常に難しさもある訳でありまして、5日間という短い期間と立候補者のいる集落へ行って、そこで投票してもらおうということですから、非常に難しさがある訳でありますけれども、参議院ですとか知事選になれば、そういうことが解消されるんだと思いますけれども、そのことについては先程申し上げましたように、今回はそれぞれ昔の投票所に町のマイクロバスなり、ワゴンなりを出して、そこから何月何日何時にはバスが出ますよという宣伝もしながら、人を運んでくる必要があるというふうに今考えているところであります。

いずれにいたしましても、バースデイカードですとか、何かいろいろご手段もいただきましたけれども、いずれにいたしましても町全体としても投票率が上がるような取り組みをこれから力いっぱい進めていくことは必要だというふうに思っておりますので、議員の皆さんからもその都度いろんなご示唆がありましたらご指導いただければありがたく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 3回目の質問がありましたら。

黒澤篤議員。

◇8番（黒澤 篤君） いずれにいたしましても、投票率向上の特効薬は無いということかもしれませんけど、少しでも1歩でも前に努力することが大切だと思います。

今後以降も、7月からも選挙の動向に注視していきたいと思っておりますので、以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議長（富岡朝男君） 質問番号1が終了しました。

次に、質問番号2を議席1番山田光男君、登壇の上、質問を願います。

◇1番（山田光男君） 2番、「小幡さくら並木、桜の剪定方法について」。

小幡さくら並木の桜は、60年程前に甘楽町発足記念として、それまでのものを町内の製材所が買い取り、新しく植え直し、今の桜並木になっていると、当時を知る人に聞いたことがあります。

それから60年、春になると満開の桜が地域の人たちの心をなごまし、さくら祭りでも観光客に誇れる圧倒的な存在感を示してきました。しかし、その桜も近年、電線に接触する危険や、県道に張り出す程大きくなり、枯れ枝も目立ち、その都度伐採され、幹ばかりが目立つ残念な形になってしまいました。

ソメイヨシノの寿命は50～60年と言われている中での伐採で、木は大変弱ってきて

おります。このままの状態を繰り返していれば、やがて朽ち果てて倒木などを引き起こしてしまう危険が出てきています。

青森県の弘前公園では、樹木医などの専門家が緻密な剪定を行っており、樹齢100年が近いものでも勢いよく花を咲かせていると聞きます。甘楽町も桜の管理技術を取り入れて、町政の歩みとともに樹齢を重ねていけるよう、今ある桜を大切に扱って育てていただきたいと願います。

そこで、質問です。

(1) さくら並木の桜に対してどう考えているか。

(2) 桜の管理技術を取り入れていく考えはあるか。

以上、お聞かせください。

◇議長（富岡朝男君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田光男議員の「さくら並木の剪定等々について」のご質問にお答えをしたいと思います。

桜の寿命は、議員もおっしゃられましたように推定60年ぐらいだというふうに言われているところであります。議員が懸念されていますように、小幡のさくら並木の桜は、昭和40年頃には植え替えられたもので、すでに50年を超え60年近くになっている訳であります。しかし、毎年春には城下町小幡の町並みを華やかに飾って、町民をはじめ多くの皆さんを楽しませてもらっておるところであります。

しかし、桜はその後、毛虫が出たり葉っぱが出たり、葉っぱが落ちたりで、なかなか苦情等もある訳でありますけれども、桜が咲いた時はみんながほめてくれますけど、その後苦情等があつて、桜もつらいかなというふうに思っています。

しかし、その桜も伸びてきて、県道側にかなり張り出して、通行する大型のバスなり大型のトラックなり車から苦情等もあるような中で、万やむを得ず県道側に張り出した桜を切った経緯もあります。そのことによって枯れ枝が増えたということも言われていますけれども、枯れ枝等があつて、非常に心配はしているところでもありますので、まずは現状を、桜の今の現状を樹木医と言われるような方がおりますので、そういう専門家にまず一度診てもらって、その判断をしていただいて、適切な対策を検討できればというふうに思っております。

青森のお話をいただきましたけれども、青森は公園ですから、まるっきり私どもと植わっている環境が違う訳でありますけれども、その辺のところを樹木医等に診断をしてもらって、今後桜はどのような状態を保つことによってこれから長く持てるのか、それとももうこの際ですから植え替えが必要だとか、そういう判断をまずは樹木医の先生にもらうことが必要かなというふうに思っております。

詳細につきましては、この後、課長からお答えさせますので、よろしく願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 産業課長。

◇産業課長（五十里比登志君） 命によりお答えをさせていただきます。

まず、質問（１）についてですが、先程町長が申されましたように、町といたしましては、何らかの対策について検討を行う必要があると認識はしております。

さくら並木につきましては、甘楽町にとっては、「城下町小幡」の象徴でありまして、県内でも有数の桜の名所として多くの皆さんに認知されており、町の貴重な財産でもありますので、引き続き町内外多くの皆さんに喜んでもらえるよう、管理に努めてまいります。

続いて、質問（２）についてですが、議員がおっしゃるように、青森県の弘前公園は「日本一」と名高い桜の名所と言われておりますが、剪定に加えまして殺虫剤による防虫や施肥、土の入れ替えなど、専門家による「弘前方式」と称する管理を行っているとのことでもあります。

しかしながら、同様の管理を小幡さくら並木の桜に取り入れることにつきましては、植えられている場所、公園内と街路樹との違い、土壌・土質、気候・気温など様々な違いがありまして、一概に同様という訳にはいきません。

以上のような現状を踏まえまして、町といたしましては、樹木医等の専門家に依頼をいたしまして、まずは現在の樹木状況を調査、把握することを最優先としてとらえまして、その調査結果に基づきまして、専門家の指導を仰ぎながら管理対策を講じ、樹木の延命措置あるいは後継品種への植え替え等も考慮した上で検討を重ね、適時適切な対応を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

２回目の質問がありましたら、お願いします。

山田光男議員。

◇1番（山田光男君） どうもありがとうございました。樹木医に診ていただけるということで前向きに検討していただくと解釈させていただきます。

私の方の考えといたしましても、最近の考えでは、ソメイヨシノの寿命、人間の手を加えていけばまだまだ寿命が延ばせるという考え方も増えてきております。ここで思い切って太い枝を切って、1本1本の形を見ながら剪定をしていければ、細い枝も段々成長して形良くなっていくのではないかなというふうに考えます。

また、街路樹においても、決して肥料等の管理をしてはいけないということはないので、できる限りそういう木に対しての活力を補ってあげて、活力あるさくら並木にしていただければ大変住民の方々も喜ばれると思いますし、甘楽町のPRとして大いにまた復活できるというふうに考えますので、ぜひ前向きに検討していただければ幸いです。お願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 要望でよろしいですか。

◇1番（山田光男君） はい。

◇議長（富岡朝男君） 以上で、山田光男君の質問が終了しました。

次に、質問番号3を議席3番白石豊樹君、登壇の上、質問願います。

◇3番（白石豊樹君） 質問3番です。

先日、5月28日なんですけれども、登校中の児童らが襲われて、17人が負傷し、見送りの保護者と合わせて2人が亡くなるという痛ましい事件がありました。犯人は死亡し、動機は不明なんですけれども、標的が子どもということはあまりにもかわいそうな出来事でした。

実は、町内のある学校で起きた事件なんですけれども、平成27年、親が子どもを虐待し、学校に対して内容が非常に理不尽なそういう不平不満を寄せ、時には暴力をちらつかせるような乱暴な言葉遣いのクレーマーがいたんです。それに対して学校で対応していたんですけれども、あまりにもエスカレートしたものですから、学校で完全に拒否したところ、今度は学校から町に標的を変えて、毎日のように脅迫めいた電話が町の方にありました。大変迷惑した事案があったものです。

その際、町では町の職員の研修会を開くなどして対応策を講じていただきましたけれども、あのような暴力的な言動、あるいは不当な要求、威圧などに対して、学校があまりにも無力なものですから、学校や町職員を守るためにどのように対応していくのか。

学校への指導や、町職員への訓練や講習会、対応マニュアル等の整備状況について、現

状をお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、白石議員のご質問にお答えをしたいと思います。

白石議員おっしゃられますように、以前、町では役場の庁舎内で大きな声を上げたり、暴力的な態度をとったり、毎日のように執拗に電話をかけてくる、いわゆるクレーマーに悩まされたことがございました。

その当時、町の職員を対象に、不当な圧力である行政対象暴力に対処するため、群馬県の暴力追放運動推進センターの専任講師を招いて研修会を実施してまいりました。

その後、行政対象暴力が発生した場合に相談できる相手として、町では顧問弁護士と契約をいたしましたり、電話での通話内容を録音できる装置をそれぞれの電話機につけたりをしてきました。また、万一の場合に備えて「さすまた」等を購入して、対応力を強化してきたところであります。

まずはでも、クレームが発生しないように職員が対応することが一番大切なことだと思っております。もし、発生した場合は、職員間で情報を共有するとともに、場合によっては顧問弁護士と相談して早期の解決に努めていきたいと思っております。

ご質問の詳細につきましては、この後、学校関係につきましては教育長、それぞれ担当課長からお答えさせますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） それでは、命によりお答えをいたします。

現在、町内の小中学校への保護者などによる要望や苦情等の対応については、県の教育委員会も含め、教育委員会としては、県学事法制課の作成した「行政対象暴力対応の手引」、この手引を参考に、学校及び各関係機関等と連携した組織的な対応を行うこととしております。

また、教職員に対しては、県の総合教育センターで作成した保護者対応に関する調査研究報告書の「トラブル防止マニュアル」を活用し、校内での研修や話し合いを通してクレーム予防や対応のポイントなどについて職員間の共通理解を深め、クレームの未然防止にも努めていけるよう、また今後も改めて指導してまいりたいと思っております。

以上、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 命によりお答えします。

これまでの町としての行政対象暴力への取り組みですが、町長の答弁にもありましたように、専門家を招いての研修会や、顧問弁護士との契約、電話録音機の設置、さすまたの購入等を実施してまいりました。

そのほか、県内市町村による「行政対象暴力対策に係る意見交換会」が毎年開催されておりますので、担当職員が出席して、ほかの市町村の事例を研究し、情報を交換しております。

現在、不当なクレーマー等に対しては、職員間で相談して対策を立てて対応しておりますが、案件によっては顧問弁護士に相談したり、警察にも相談したりしております。

今後の対応方法ですが、「行政対象暴力の対応の手引」、これがございますので、職員に周知するとともに、研修会を随時実施していきたいと考えております。

クレーマーへの対応は、短時間で冷静沈着な態度で臨まなければなりません。そのためには、職員が日頃から所管する事務事業について法令や知識の習得に努め、相手に十分な説明をして理解を求めることが必要であるとともに、行政対象暴力に対して適切に対応する能力も必要であると考えております。

以上、ご理解を賜りたく、よろしくお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら。

白石豊樹議員。

◇3番（白石豊樹君） 質問というほどではないんですけれども、後の話をお聞きしまして、非常に現場のことを考えていただいていることはよく分かりました。

ただ、そういう窓口になる、窓口に立たされる教員、または役場の担当者の方々は非常に辛い思いをされると思いますので、これ組織立って、上手にバックアップしていただきたいというふうに思います。

なお、このようなことについては、日々話題になっていまして、今日も朝日新聞の文面にも載ってまして、やっぱり最近お客様が過度のクレームを言っているというようなことが載ってました。ここでこれを読んでも時間の無駄ですから読みませんけれども、そういうふうなことに對して困っているというのは日本の全体的な状況にもあるかなと思

ます。職員の皆さんにそういう気の毒なことにならないように、また学校の先生たちが困ることがないようにバックアップしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で、終わります。ありがとうございました。

◇議長（富岡朝男君） 以上で、白石豊樹君の質問が終了しました。

次に、質問番号4番、5番及び6番を議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問願ひします。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「大豆をもとにした町おこしを」、「放射線副読本」の回収を」、そして「子どもを「カフェイン中毒」から守れ」をテーマに質問いたします。

まず、「大豆をもとにした町おこしを」についてですが、この間、いろいろな場面で、農畜産物の「産地化」や「6次産業化」、こういった議論がなされてきましたが、なかなか町の独自性が発揮されるようなプラン、決定打と言えるようなプランが出てきません。それは、「甘楽町ならでは」、あるいは「他にないもの、新しいもの」と考えるからだと思ひます。

私は、従来からあるものでも十分活用ができると思ひます。特に、大豆を町の特産物にして、その2次産品も旺盛に作り、6次産業化にまでグレードアップすることも可能ではないかと思ひています。

大豆はそのものを食べたり、みそやしょうゆ、油やきな粉、そして納豆や豆腐、枝豆、いろいろなものに姿を変えながら、日本の食卓を支えてきています。今では、日本食は健康食として世界中からも注目をされています。

2013年12月には、「和食、日本人の伝統的な食文化」、これがユネスコの無形文化遺産にも登録されています。

そこで、町内の大豆の状況について伺ひます。

まず、現在の作付面積と栽培農家数、そして収穫量はどのようになっているでしょうか。

2次産品の加工者数。これは、業者も含めて、箇所数や係わっている人数などを教えていただきたいと思ひます。

3番目に、今後増産した暁には、各加工所などの設置が必要だと思ひますが、いかがでしょう。その際には、公営に移設が良いと思ひますが、どうお考えでしょうか。

その他に町のプランなどがありましたら、紹介を願います。

町の考え方を伺います。

次に「放射線副読本」の回収を」について伺います。

2011年3月11日から日本が変わりました。それは「大震災」だけでなく、同時に発生した福島第一原発が「爆発」し、放射能被害が広がったことです。日本ではかつて経験したことのない事故でした。日本在住の海外の要人がすぐに国外に脱出したり、海外からの旅行者や、仕事での入国もほとんどありませんでした。

その頃は「日本は危険地帯」となったと世界の共通認識となり、今でも続いている「地域」や「分野」があります。

その後、政府の各機関は、放射能についての「ガイドブック」を発行しています。復興庁が発行した「放射線のホント」では、2018年11月までに2万2,000部配布をされています。文部科学省が発行した「放射線副読本」、これはほぼ全員分全国で子どもたちに配布をされたと聞いています。約2億円を使っています。子どもたちへの情報提供は言うまでもなく、正確でなくてはなりません、その内容が事実と違っている事項がたくさん見つかっています。地域によっては、子どもたちに渡さない、一度配布したが回収するところまで出ています。

また、最近「指導要領」などのカリキュラムを実践するだけでも、「授業日数が不足気味で、夏休みを短縮しなければ」、あるいは「教員が忙し過ぎて「過労死」の危険もある」との話もあります。いろいろな「副読本」などが加わると、さらにそのための時間をとるのが大変困難だ、との学校現場からの「声」が聞こえてまいります。

そこで伺います。

現在と過去5年程度、こういった「副読本」のようなものが、どの程度学校などに届けられているでしょうか。また、その活用法を伺います。

次に、「放射線副読本」の事前学習や国や県からの説明、これは子ども向けや教員向けについてですが、どのような説明があったか。そして、配布方法、誰に、いつ、どんな方法で、何冊、町内では配布されたか、伺います。

3番目に、「放射線副読本」を配布してあるのであれば、回収する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、今後のその他のものも含めた「副読本」への対応や位置付けなどを伺います。

次に、「子どもたちを「カフェイン中毒」から守れ」について、伺います。

私たちの身の回りには、すぐ手の届くところに「危険」が案外たくさんあります。代表的なものとしては、アルコールやニコチンなどがありますが、子どもたちの近くにも注意が必要です。カフェインもその一つです。

カフェイン中毒は、心拍数の増加や興奮、不安や震え、不眠症や消化器系の興奮状態による下痢や吐き気、そして最悪には死に至ると言われています。その目安は、一日400ミリグラム以上と言われています。例えば、コーヒーであれば約3杯、緑茶だと約14杯です。

これは、カナダでの調査データで健康な成人で悪影響が出ないという上限の量です。

日本人は、「カフェインの代謝酵素が少ない」、そういう人が多く、人によっては、特に子どもたち、カフェインの耐性が低かったりしますので、自分とカフェインの相性を優先して考えるべきだと思います。短時間で400ミリグラムのカフェインをとって症状が出ることで、死亡へと繋がるケースもあるので、油断は禁物です。

今、熱中症対策などで「水分をきちんととる」ということを推奨すると、つい飲み過ぎてしまう可能性もあると思います。

そこで、子どもたちがエナジードリンクなどを飲み過ぎないように、キャンペーンなどを行ってはいかがでしょうか。

中身としましては、町がポスターやチラシを製作して配布する、そして注意喚起を行っていく。

また、学校などで飲み過ぎをしないように啓発をする。

小売店や自販機にも掲示をする。

小売店での販売時には「声をかけて」いただき、声をかけていただくように町からお願いをする。

その他の町としてのプランなどがあれば、教えていただきたいと思います。

町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 質問が終了しました。

質問番号4、5及び6について、一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田邦彦議員から3つの質問をいただきました。

最初に、「大豆をもとにした町おこしを」という質問をいただきました。このことにつ

いて、まずお答えをしたいと思います。

町では、平成28年に豊かな自然や気候及び風土の中で生産された地域の食材を大切に
して、そして消費者、商業者、流通・加工団体、生産者及び行政等の相互理解を深め、連
携して、伝統的な食文化の継承を通じて、町の自給率の向上及び地産地消の推進を図るた
め、甘楽町地産地消推進協議会を設置いたしました。そして、地産地消の推進計画を策定
したところであります。

まず、策定にあたりましては、生産者や消費者、製造・加工に携わる人、飲食店等に対
して、アンケート調査を実施いたしまして、その結果を踏まえて協議会で検討を行ってま
いりました。そして、町の農業における地産地消、いわゆる6次産業化の取り組みの方針
としてきたところであります。

この計画では、「基本的な施策の方向」や「地産地消の成果の目標」、「地域の特性を
生かした地産地消・6次産業化への取り組み」、「育成を図る6次産業化事業体の将来
像」、「6次産業化に取り組む農林業者への支援対策」等が示されておりますので、農産
物をもとにした町おこし等については、これらに沿った推進方策によって、今後も推進を
していきたいと考えております。

詳細につきましては、この後、課長からお答えさせていただきますので、よろしくお願
いいたします。

続いて、2番目に「放射線副読本」の回収を」という質問をいただきました。

このことにつきましては、この後、教育長からお答えをさせていただきますので、よろ
しくお願いをいたします。

そして、最後に「カフェイン」の質問をいただきました。

このご質問にありますように、カフェインの過剰摂取は健康被害を起こす可能性が高く
注意が必要であることから、厚生労働省や農林水産省、消費者庁のウェブサイトにおいて
注意喚起がなされているとおりでございます。

いわゆるエナジードリンクのような、添加をしたカフェインを一定量以上含む清涼飲料
水については、清涼飲料水の製造・販売事業者等が会員となっている、一般社団法人の全
国清涼飲料連合会が「カフェインを多く添加した清涼飲料水、いわゆるエナジードリン
クの表示に関するガイドライン」を策定して、これに基づいてカフェイン量とともに、子
どもや妊婦等に対して飲用を控える旨の表示が行われるよう取り組まれていることはご
存じのとおりだと思います。

町といたしましても、カフェインの摂取過剰や、過剰摂取によるカフェイン中毒についての周知や注意喚起を行っていきたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当の健康課、そして学校教育課の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 産業課長。

◇産業課長（五十里比登志君） 最初の「大豆をもとにした町おこしについて」ということで、命によりお答えをさせていただきます。

町内におけます大豆の状況についてですが、まずは質問①についてです。JA甘楽富岡に確認をいたしましたところ、平成30年度におきましては、町内における大豆の栽培農家数につきましては1件、作付面積が56アール、収穫量が150キロという実績となっております。

続きまして、質問②についてですが、大豆の加工者として把握しておりますのは、まずは「合同会社菜の花プロジェクト甘楽」「轟みそ生産組合」「掛川豆腐店」「斉藤豆腐店」「豆忠」、以上の5事業者、5カ所で、係わっている人数につきましては、合わせて30名程になるかと思われまます。

続きまして、質問③についてですが、現在の生産量から公設民営の加工所の設置につきましては難しく、まずは生産者及び生産量の増加に努めていきたいと思っております。

続きまして、質問④についてですが、町では6次産業化と特産品の開発に関しまして、平成23年度より一般消費者への販売を目的に新商品を研究開発するために要する経費を対象に、甘楽町新商品研究開発支援助成金の交付を行っております。

また、昨年度甘楽町の優れた産品や製品等を掘り起し、これらをKANRAブランド商品として認定する「KANRAブランド商品認定要綱」を制定いたしまして、第1回目の審査会におきましては6品目の商品が「KANRAブランド商品」として認定をされております。

その6品目の中には、「轟みそ」も認定されまして、町を代表する大豆の加工特産物といたしまして、多くの皆さんに親しまれているところでございます。

今後も、農商工連携の促進と経営規模に応じた6次産業化事業体の育成並びに支援強化を図りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） それでは、山田邦彦議員の「放射線副読本」の回収を」につ

いてのご質問にお答えをいたします。

議員のご質問にありますように、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害は、東日本を中心に日本に甚大な被害をもたらしました。

議員がご指摘の「放射線副読本」は、原発事故により、放射性物質が大量に発電所の外に放出された未曾有の事態に対し、文部科学省が小学校・中学校・高等学校の各段階に応じて、児童生徒たちが放射線や放射能、放射性物質について学び、自ら考え、そして判断する力をつけていくために、平成23年10月に発行し、平成26年2月に第1回の改定を行い、現在のものは、昨年10月に2回目の改定を行ったものであります。事故によって放出された放射性物質が広範囲に拡散をして、被害をもたらしたこと、あるいは福島県の子どもが実際に体験した話も取り上げて、避難児童生徒へのいじめは決して許さない、また現在も事故により避難されている方々がいること等をきちんと盛り込んでおります。児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるように、学校の関係者や放射線の専門家などの意見を踏まえて、児童生徒の発達段階に応じて表現も工夫しながら、科学的根拠に基づいている副読本であると考えております。そういう副読本でありますので、現在、回収する予定はございません。

また、副読本の活用については、副読本については、担当教員が判断を行うもので、使用した方がその学習にとってより効率的で効果的な学習、授業が行える場合にのみ活用しております。そんな効率的で効果的な授業を行うための副読本というものでありますので、教員の過度な負担になっているということは無いと考えております。

以下、質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（秋山勝重君） 命によりお答えいたします。

1点目のご質問ですが、副読本については、廃止されるものもあれば、希望調査を行いまして、学校に届けられるものもあります。

現在、町内3つの小学校では、「わたしたちの甘楽町」、「ぐんまがいちばん!」、「知ればもっと群馬が好きになる「上毛かるた」で見つける群馬の姿」、「放射線の副読本」などを含め、合わせて15冊あります。このうち、13冊が活用されております。活用方法につきましては、教科書の学習で教科書の補助的な教材として使用していくものが

10冊、3年生以上の総合的な学習の時間で使用しているものが2冊で、両方で使用しているものが1冊あります。続きまして、甘楽中学校ですが、「あかるい学級」と「放射線副読本」の2冊が届けられております。活用方法につきましては、「あかるい学級」が全学年、学級活動と総合的な学習の時間で活用をされております。また、ご指摘の「放射線副読本」につきましては、3年生の理科の授業で教科書の補助的教材として、年間2時間程度使用されております。

2点目についてのご質問ですが、「放射線副読本」の活用について、直接国や県から事前学習や説明はありませんでした。

次に、配布についてです。平成30年、昨年11月頃に小学校と甘楽中学校に児童生徒数が文部科学省から直接、配布をされております。

3点目のご質問ですが、甘楽中学校では、今年度においても3年生の理科の授業で、2時間程度の使用が計画をされております。小学校では使用する計画はございませんが、文部科学省から届けられた時点で児童に配布をしております。「放射線副読本」につきましては、先程の教育長のお答えのとおり、現在、回収する予定はございません。

最後に、4点目のご質問ですが、各教科の補助的教材として、また教科書の無い総合的な学習の時間の授業や学級活動などの教材として活用される副読本は、活用の仕方によって、より効率的で効果的な授業が行える教材であり、今後も変わらぬ対応・位置付けを行っていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

◇議長（富岡朝男君） 健康課長。

◇健康課長（齋藤淳二君） そうしましたら、6番の「子どもたちを「カフェイン中毒」から守れ」について、命によりお答えをいたします。

現在、町では、妊婦に対し妊娠届出時等に、カフェインの過剰摂取について注意喚起を行っているほか、乳幼児に対しては、健診等で正しい水分摂取について指導しております。

また、毎年、熱中症対策として上手な水分補給の仕方について、各種教室等で講話を行っておりますので、今後はカフェインの過剰摂取に対する注意喚起もその中に加えていきたいと考えております。

さらに、カフェインの眠気防止を目的とした過度の摂取によって起こるカフェイン中毒についての周知や注意喚起については、今後、町の広報等で周知をしていきたいと考えております。

なお、小売店や自販機への掲示、小売店での販売時に「声かけ」を行うことは、国や業会において検討されるべきものと考えております。

以上、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（秋山勝重君） 命によりお答えをいたします。

町内各小中学校での「カフェイン中毒」の取り組みについてのご質問ですが、議員がおっしゃりますとおり、児童生徒は、熱中症の未然防止のための水分補給や各種テスト前の勉強時の眠気対策としてカフェインが含まれている飲料水を摂取する機会が考えられます。

現在、町内小中学校においてカフェイン中毒についての指導は行っておりませんが、今後は、食育の視点からも児童生徒にとって好ましい飲み物ではないので、特に摂取を控えるよう助言を行ったり、食生活は家庭環境との関わりが大きいので、児童生徒への指導と併せて保護者への啓発なども行いたいと考えますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

質問番号4について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、ナンバー4について、2回目の質問をさせていただきます。

大筋は了解はしました。その中で、さっきも課長が言われましたが、増産を町としても応援していくと。ぜひ、その増産した暁には、その3段目に書かせてもらいましたが、各団体ごとですとか、各そういうグループごとで、いろんなところに加工所みたいな作業所みたいなものを作っていくということになると、やっぱり大変困難がつきまとうんですね。ぜひこれからいろんな他の名前でも計画があるらしいので、それとリンクするというのかね。そういう中で6次産業のセンターといいますか、何か中心になる場所などを、今まで頑張ってきてくれている人と、またこれから、ではそういう形であれば協力したいよみたいな人がいらっしやると思うんです。そういう人と町が上手にタッグを組んで進めていただければ、未来が開けるのかなと思うんです。

先程、話の中で、菜の花プロジェクトの話も紹介していただきましたが、大豆もそうですし、菜の花も連作障害みたいなのがやっぱりある訳ですね。ですから、その辺りも上手

にコラボしてというか、そういう1段か2段高い見地で調節をするというか、コントロールするというか、現場の人たちとうまく係わるような組織といますか、作っていただけたらと思うんですが、今現在、先程町長に紹介していただいたいろいろな6次産業化ですとか、地産地消のところ、そういう具体的に大豆というのを据えてやっていくことが大事と思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

◇議長（富岡朝男君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 先程申し上げましたように、それぞれの分野でいろんな作物を作っている訳でありますので、その作物のまずは生産量を上げるのが肝要かなというふうに思っております。

そして、それらが上がってきた時点で、その後ただ単に作っているだけじゃなくて、適度に加工しながら、自分で値段を付けて売るということに繋がっていくんだというふうに思っております。その時には、それぞれのジャムを作る、何を作る、いろんな分野がある訳でありますけれども、マルチタイプの加工場といますか、そういうのができれば良いでしょうけれども、それらに多くが対応できるようなものを将来的には町としても検討していくことは必要だろうというふうに考えております。よろしく願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

質問番号4について、3回目の質問。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

◇議長（富岡朝男君） 質問番号4が終了しました。

続いて、質問番号5について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） ちょっと驚きながら伺ってました。②なんです、事前の学習ですとか説明がなかったというお話でした。それで、現場の教職員の皆さんや教育長も含めてなんですけど、もちろん中では議論したり、これが良いものか悪いものかという言い方は変ですけど、そういうふうな説明なり事前学習なりというのはされているんでしょうか。

私が福島県出身の今、群馬県に住んでいる知り合いにいろいろ教わりながらというか、まず自分で読んでみました。その後、そういう人たちに問題点といますか、いろんなことをレクチャーしていただいたんですけど、実は1枚めくりますと、「はじめに」というのがあるんですね。ここでも3カ所か4カ所、事実と違うところがあると。先程の第1章

のところの放射線とか放射性物質、そもそも放射能とはどういうものかというところがたまか、いろいろなところが発行しているものと同じであったりするものでいいかなというのもあります、例えばその中でも10ページのところに、内部被曝と外部被曝が同等とみなせませす、人の健康への影響としたら同等とみなせませす、というのがあるんですね。これはご存じのとおり全く違うんですね。その影響が。その他にも、ほとんど全部のページで事実と違うところがたくさん出てきちゃっているんですね。

先程のいじめの話がありました。1つだけ例が載っているんですが、いじめの理由としては、お金をもらってあなたたちは住んでいると。それなのに、いってみれば普通の人たちと同じ物で遊んでいるとか、物というのは、具体的に申し上げると、一緒の輪の中で遊んでいる、お金をもらっているくせにこんな良い物を持っているとかね。そういうふうな攻撃というか、いじめが主なのに、ここで紹介されているのは、違う紹介のされ方があるんですね。それは、実はあちこち調べたんですけど、15ページにあるような差別、いじめと紹介されているんですけど、実例が無いようなんですね。ですから、誰かがどこかで作文したのをここで挙げているということのようです。その他にもたくさんあるんですけど、特にまた17ページに、食品安全に関する基準。日本の基準値は他国に比べ、厳しい条件のもと設定されており、世界で最も厳しいレベルですというふうに書いてあるんですね。日本が飲料水が、例えば10、これは単位はベクレルですかね。ベクレルですね。EUは1,000ベクレル。こう書いてあるんですが、この日本の場合は平常時なんですね。緊急時がEUの1,000ベクレル。EUの平常値は8.7なんです。例えば、この1つだけ見ても、全く事実と違うことが表記されているんですね。その他にももう本当に、例えば風評被害はどんなことがあったでしょう、と書いてあるんですけど、この風評被害じゃなくて、実害がたくさんあった訳ですよ。そういうのも出ているんです。

それと、マスコミも含めてなんですが、一度被災者の人が現場からいなくなって、また今、帰還をしているという話があります。ただ、その時に帰還割合が、例えば小学生だと、2010年4月1日以降にというか、その時に4,400人児童がいた訳ですね。今、2018年4月現在で512人しか帰っていないんです。中学生が、2,500人のうち258人、それぞれ10%とか11%しか帰還していないんですよ。それも、このところの中には、ほとんど問題無いような形で、みんなが帰還しているという表現があるんです。ぜひ、そういうふうな間違っただけが書いてありますので、先生方と教育長も含めて、もう一度よくこれを洗い直していただいて、事実と違うところがたくさんあるもので

すから、③ですね。回収の必要が必ず出てくると思いますので、そこで実行していただければと思うんですが、そういう先生方、それと教育長も含めたスタッフで、今度は事前学習じゃなくて、もう事後の学習になりますが、そういう形でやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（富岡朝男君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 今、具体的な副読本の正確性ですか。そのようなことを幾つか上げていただいてお話をいただいたんですけれども、実際に学校に先程もお話のように、こういうのを使ったらどうでしょうかとか、こういう参考になるものがありますので使いませんかとか、あるいはこのような形で文部科学省から直接副読本という形で送られてくるもの、いろいろな区分があります。確かに、それを子どもたちに教えるということであれば、あるいは子どもたちに教えるために補助的に、全部が全部、教科書ではございませんので、教える訳ではございませんけれども、その中から何を選んで効率的に子どもたちに教えるのかというのを判断するのは、確かに今の学校の現場で一つ一つをどうするのが本当に正しいのか、どうしてあれなのかという議論はなされていないのが現状だと思います。

ただ、そういう正確なのか、あるいは正しいのか、学術的に。学術的にといっても、いろんな解釈が多分、学者によっても1つのことについてあります。ですから、できるだけ現場も、あるいは我々がそのようなものをしっかりと自分たちで判断をする、そういうのは確かに必要だと思います。ですから、副読本1つ使うのにも、やはりきちんとした自分たちの本当に自分がこの教材も勉強のために、この本の何がどこが必要なのかというのを、今まで以上にきちんと考えながら使っていく。そんな態度は養ったり、あるいは検討をしながら使っていくことは必要だと思いますので、我々も現場とともにそういう検討を十分しながら、副読本を使っていくという姿勢をこれからもしっかりと守っていきたいと思います。現場にも伝えていきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議長（富岡朝男君） 3回目の質問はございますか。

はい、どうぞ。山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 先程2回目に聞いた話は、これをもう事後となってしまいましたけど、みんなで学習してもらいたいという提案をさせてもらったんですけど、それはそういう方向に行くという解釈でいいんでしょうか。

それと、その上で、さっきも言いましたけど、この本の中身が事実と違っていることが

たくさんあるんですね。それが、今時点で分かっていることが幾つもありますので、違っているのが分かっているのを子どもたちに渡すというのは、それはもう犯罪のような気が私はするんですね。さっき言いましたけど、第1章の方の放射能とはどういうものかというのは、大まかそれこそ正しいと言われているものが入っているようです。ただ、放射性副読本というのであれば、そこでおしまいな訳ですよね。普通。それを事故というか、放射能の事故といろいろ絡めてしまうので、いろんな矛盾が出てきたんだと私は思うんです。ですから、やっぱりそれは1冊の本を引っちゃぶって回収する訳にはいかないですから、ぜひもうこれ自体を配らない。配ったんだけど回収は始めたという自治体がありますので、子どもたちが誤解が無いように最低でもするための行動を起こしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

その2つだけです。

◇議長（富岡朝男君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 先程、課長の方からもございましたけれども、実際に甘楽町の学校におけるこの副読本については、学校で子どもに小学校の場合については、学校で授業で使うとか、そういうことは一切する必要が無いということで、文部科学省から来たものを児童には紹介はしたということでございます。中学校については、今も山田議員からありましたように、理科の放射能のところでの授業で、その部分を使う。放射能、理科の分野でのもので使っていると、こちらの方では確認はしているんですけども、ですからそれ以外のところでは一切使っているものではございません。

ただ、そういうものを先程もちよっと言ったんですけども、全部こっちが正しい、こちらがこれは間違っているというのが、全部を判断した上でなければ、あるいはちよっとでも違っているということで、ある学説、あるいはある思いからのものがあつたのは絶対に使ってはいけないかと。非常に難しい問題になってくるのかなと思うんですけども、その辺はそうすると我々にとってはどういうものを根拠で学校で教えていけばいいのかなと。ちよっとまた話が飛ぶと言われるかもしれませんが、例えば教科書をもとに授業を成り立たせている訳ですけども、教材としては。その教科書でも、教科書を教えるということ、教科書は絶対に全部を教えるんだということではないんですね。教科書を教えるのではなくて、教科書を使ってそれぞれの子どもたちにつける力を教員が現場で自分で組み立てたり、取捨選択しながら教える、教科書もそういうものです。そして、副読本というのは、そのまた教材を補完するものとして、先程の理科の時間でしたら、放射能な

ら放射能のところではこれは使えるなということで使ったと。それで、小学校ではこれは授業等、学校の活動では一切使わないけれども、文部科学省から来たものなので、あるいは1つの副読本として来ているので、その時は先程山田議員が言われるように、1つ1つ本当に細かいところまで、これが正確なのか、これが正確ではないのかということまではやって配った訳ではないんですけれども、ただそういうのを1つ1つ言うというのは非常に大変であるということ、それから今、これから学習するのかということなんですけれども、なかなか時間的にも、先程現場の今の状況を見ても、改めてそれを学習し直すというのは、非常に困難かなと思っております。よろしくをお願いします。

◇議長（富岡朝男君） 質問番号5は終了しました。

続いて、質問番号6について、2回目の質問がありましたら。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、ナンバー6について、2回目をさせていただきます。

こちらのテーマは先程の話とちょっと違いまして、趣旨に沿って取り組みをさせていただいているという話でした。

ただ、小売店への協力要請というんですかね。確かに、今言われたように、国とか業会とか、あるかもしれません。ただ、やっぱり町長がよく言われる、子どもは町の宝ですから、どこかの誰かが言ってもらうのを待っているんじゃなくて、もうそれはこういうカフェイン中毒とか、いろいろなことが問題になっているのは認識されているようですので、いろんなところに遠慮せずに、小売店の皆さんにも協力してもらうのよというのは、そんなに難しくなくできると思うんですよね。チラシを作ったり、ポスターを貼らしてもらったりとか、ひと声、声をかけてもらうぐらいの話です。ただ、いわゆる営業ばかりになってしまっちゃ困るので、そこはやっぱり説得と納得でやらなくてはいけないと思うんです。ぜひそういう例えば扱っている業者ですとかお店の方に情報を提供すると。その情報を提供する時に、一方通行だとまたいろいろな誤解が生じると困るので、何かそういう人たちに集まっていただいて、町の立場を説明して、一緒に町の宝である子どもたちを守るようなシステムを作ってはいかがだと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（富岡朝男君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） カフェインを大量に摂取するのは良くないというのはもうあらかたの人は分かっているんだというふうに思っています。ただ、それをより一層例えば乳児

健診なり学校の健診時なり、いろんな場面でまずは私どもの方から過剰摂取は良くないよということを町民の方に知らしめる。例えば、広報を使ってもいいでしょうし、ホームページを使ってもいいでしょうし、知らしめると。そのことがまず肝要だというふうに私は思います。

今、山田議員が言ってくれましたように、小売店に行って、これはカフェインが入っているから売っちゃだめとは言いませんけれども、何々だということになってきますと、いや、それは私も営業でやって、国から認可されたものを売っているんですから、問題ありませんよと、そういうことにならないように話し合いをするんだということを山田議員は言ってくれましたけれども、それはそのとおりだと思いますけれども、まず営業妨害ととられるようなことの無いようにしながらやるのは、やっぱり消費者といいますか、買う方の人たちの意識を高めることが必要だというふうにまずは思っておりますので、そのことをしっかりこれから町の宝である子どもたちに、そして働く人たちにいろんな妊婦の皆さん、いろんな人たちに伝えていければ良いかなというふうに思っています。

その次の段階のことは、検討課題かなというふうには思いますけれども、よろしく願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 3回目の質問がありましたら。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解です。

◇議長（富岡朝男君） 質問番号6が終了しました。

以上で、山田邦彦君の質問がすべて終了しました。

次に、質問番号7を議席11番山崎澄子君、登壇の上、質問願います。

◇11番（山崎澄子君） 私は、ちょっと内容がやわらかくなります。質問させていただきます。「オープンガーデンの展開を」ということで、織田宗家7代の墓から道の駅甘楽の松井家までの間には、町が誇る名所、史跡、美術館、大奥等が程良い間隔に点在しています。

観光客が来町し、史跡近くの駐車場で車をとめて見学するのでは、滞在時間はほんのわずかです。

滞在時間を長くするには、魅力ある散策コースを設定する。

コースの沿道は、民間の庭木も手入れされており、目を見張る大木もあります。雄川堰には、季節によっては、桜、アジサイと堰の水で心癒されます。

こういった既存のものに各家庭の庭先の草花をマッチさせてオープンガーデンを展開し

たらいかがなものでしょうか。

沿道にはプレトリオをはじめとして休息場所にも恵まれています。

来町者に少しでも滞在時間を長く過ごしてもらうためには、史跡にプラスワンとして、民家の庭先に一鉢の花を置くことから出発し、歩くのが楽しいまちづくりに取り入れていったらいかがでしょうか。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、議員がご質問いただきましたとおり、町には国内外から認定を受けた数多くの歴史的遺産や名所がございます。これらの地域資源に光を当てて、町の魅力を発信し、そして町民の皆さんが誇りに思える観光施策を行うことは大変重要なことだと考えておりまして、今までも町民の皆さんのご協力をいただきながら、このような取り組みを進めてきたところであります。

これらの観光資源を活かすために、議員もすでにご案内のとおりでありますけれども、町では平成27年3月に「甘楽町観光まちづくりプラン」を策定いたしました。そのコンセプトは、「歩きたくなるまち・小幡」で、議員ご提案のとおり歩いて城下町小幡の魅力を感じていただくことを狙ったプランであります。

この計画によりまして作成をしました「まち歩きマップ」では、2時間、3時間、1日コースと、滞在時間別の散策コースを提案し、歩く観光を推奨しておりますところでありす。

また、4月には、桜や春の草花を楽しむ「さくらウオーク」、そして11月には紅葉を楽しむ「もみじウオーク」も取り組んで、県内外から大勢の方が参加をしていただき、半日ほどかけて町内を散策していただいておりますことは議員もご承知のとおりであります。

ご提案いただきましたオープンガーデンは、個人が丹精した自宅の庭を、花の見頃に広く地域の皆さんや観光客に公開していただくものだと承知をしておりますところでありす。季節の植物を自分自身で楽しむだけでなく、来訪者を花で歓迎して、景観を魅力的にし、訪れた方との交流が深まる活動として、大変有効な施策だというふうに思います。

しかしながら、オープンガーデンは大変な手間と労力、そしてお金もかかると思います。個人のご理解とご協力が不可欠でありますので、一朝一夕では実現できないことも事実であります。

甘楽町では、オープンガーデンとは呼んでおりませんが、ご承知のとおり、平成17年度から芝桜や花木の植栽によるフラワープラン推進事業と地域ボランティア活動推進事業を行ってまいりました。そして、平成20年度からは、「かんら花の種銀行」を推進しております。

これらの事業に申し込んだ方は、花を活かしたまちづくりに理解がある人たちでありますので、こういう方々に花が咲いたら庭を公開していただけますかというような呼びかけをるところから始めていって、参加者が増えてきましたらオープンガーデンと銘打って町全体に広げていければというふうに考えておるところであります。

特に、来年は群馬ディスティネーションキャンペーンの本番の年でもあります。多くの方が甘楽町に訪れていただいて、散策を楽しんでいただけるよう、より一層のPRに努めたいと考えておりますので、議員におかれましても、より一層のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

山崎澄子議員。

◇11番（山崎澄子君） 本当に町長さんが今おっしゃったこと、これが実現できたら素晴らしい町になると思います。本当に芝桜が咲いている時は、役場に来るにもとても車を運転しているだけでも美しいなという気持ちが湧いてきます。しかし、花の命は短くて、今現在はその芝桜も雑草のようなただの枯草、植えてある所がですね。というような感じになっております。ああ、とつてもあんなにきれいだった芝桜もそういうふうになってしまうのかなとなると、何かないかしらというのが実感です。

やはり、今、本当にどこのご家庭でも、皆様それぞれにお花をきれいに飾っていただいています。オープンガーデンというのは、一番最初は、私は前橋の清里町、ここでしていたオープンガーデン、これを見に行きました。やはり、ここは日にちを限定してオープンガーデンをされています。今現在は、玉村町とか、伊勢崎、こちらが非常に大々的にやっておりますが、やはりオープンガーデンと名を打つと、各家庭で日にちを限定してオープンガーデンをしているようです。伊勢崎にただ1軒だけ、年間可というおたくがあります

けれども、そういった形でオープンガーデンをというとなんば非常に難しいかと思えますけれども、やはり物、物、物、物を繋いでいくように、先程町長もおっしゃったように、花の種銀行、充実して皆さんにそれを活かしていただく。それと、あとは今、量販店でいろんな花を割と安く売っていますから、そういったものを自分の考えでアレンジして、普通植えにでもして、例え門柱1つでもそういうものを置いて、皆さんが、ああ、きれいだな、この町は本当によく整っているなというような形でしていただけたらいいんじゃないかなと思います。

これはそういうふうにぜひ皆さんというか、私たちと町とで協力していったら良いんじゃないかと思えます。特別に回答は必要ございません。

◇議長（富岡朝男君） よろしいですね。以上で、山崎澄子君の質問が終了しました。

これをもちまして、一般質問を終了といたします。

◇

○字句等整理委任の件

◇議長（富岡朝男君） 以上で、令和元年第2回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

◇

○町長挨拶

◇議長（富岡朝男君） ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、令和元年甘楽町議会第2回定例会の閉会にあたりまして、一言皆様に御礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては極めてご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございました。本会議にご提案申し上げました議案、それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、

すべて原案のとおりご議決、ご承認いただき心から厚く御礼申し上げます。

そして、先程の一般質問をはじめ、審議の過程で議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見ご提言等は、今後の町政運営に十分留意して参りますので、一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

県内は先週に梅雨入りを迎え、降ったり止んだりの空模様となっておりますが、名勝楽山園の梅雨の借景はまた趣があり、雄川堰のほとりでは季節の花アジサイが鮮やかに彩っております。四季折々の花が咲いて、行き交う人たちの挨拶がある町、そういうものを目指して、先ほど花の話もいただきましたけれども、そのようなかたちで進めていければと思っているところであります。

特に水田では代掻きや田植えが始まり、早くに植えたての苗が青々と並びます。毎年、この時期から夏場にかけて濁水が心配されるわけでありますけれども、生活用水、小学校のプール等も始まりますので、水道の水位が不足することがないようにいければいいかなというふうに思っております。

私は先週末でありますけれども、名古屋市で開催されました織田信長サミットに出席してまいりました。名古屋市は後から入ったところでありますけれども、私どもの町から見ると、名古屋市だけの人口が200万を超えているそうですから、1万3,000人から見ると群馬県と同じような名古屋市でありますから、非常にスケールが違うわけでありますけれども、織田信長に対する想いは同じなのかなというふうに思っているところであります。今後においても、11の市町が集まったわけですけれども、歴史的な文化を礎とする魅力ある町づくりをこれからも進めていければというふうに思っています。特に今年は、歴史的風致維持向上計画の最終年度にあたるわけであります。小幡地区の織田公園の整備はいよいよ最終段階を迎えているところであります。このように、歴史の中で培われた地域の誇りをこれからの人たちに繋いでいけるよう私たちが使命を果たしていければというふうに思っているところであります。

今後の事業でありますけれども、この後ちいじがき蕎麦の里の蕎麦づくりが始まりました。中国ハルビン市との国際交流事業が8月に行われます。そして、8月14日には甘楽町花火大会。これは60周年記念として行うわけでありますけれども、盛大に行えればというふうに思っております。そして8月4日には、NHKラジオ体操の収録が陸上競技場で予定されておりますので、ぜひ皆さんにご参加いただき、多くの皆さんが健康に向かってのラジオ体操に取り組んでいただければありがたいというふうに思っております。

これから暑さに向かうわけですが、健康にくれぐれもご留意いただき、甘楽町の元気発信のため諸行事へのご協力と議員活動にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

そして本日はこうして大勢の傍聴者の皆様にお越しいただきました。大変ありがとうございます。今後におきましても議会、そして町に対し関心を高めていただき、今後の議会におきましても参加いただければ幸いです。長時間にわたり傍聴いただきました皆様に心から御礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。大変今日はありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（富岡朝男君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月7日に開会されました本定例会も、上程された全ての案件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました茂原町長をはじめ、執行各位に深く感謝を申し上げます。

また、本日はこうして大勢の皆さんに長時間にわたり傍聴いただき、誠にありがとうございました。傍聴いただいた、ご感想はいかがだったでしょうか。

私ども議会は信頼される議会、開かれた議会を目指し、町当局、町民の皆様と力を合わせ、甘楽町の発展のために、全力で町政の課題に取り組んでいきたいと思っております。今後も議会に関心を高めていただき、再度ご参加いただければ幸いです。

今年は、冬から春にかけて水不足が心配されておりましたが、梅雨にはいりましてからは、少し雨が降りまして、田植えには恵みの雨となっております。60周年記念の田んぼアートの田植えも今月30日に予定されております。他にも60周年記念事業が予定されておりますので、議員一同、協力し盛り上げていきたいと存じております。

今後も町民の代表である議会議員として、様々な問題や課題に積極的に取り組み、町の将来像を執行と一丸となって描いていきたいと思っております。

執行当局には、住民が安全で安心して暮らせる町づくりのため、より一層のご尽力をお願い申し上げます。

結びに、今定例会を傍聴いただきました皆様をはじめ、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康に充分ご留意のうえ、益々ご活躍されますことを心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（富岡朝男君） 以上で、令和元年第2回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時11分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 富 岡 朝 男

署名議員 白 石 豊 樹

署名議員 吉 田 恭 介